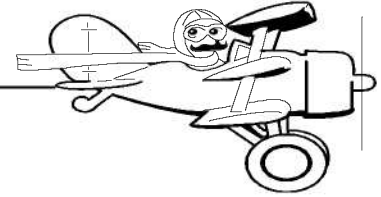


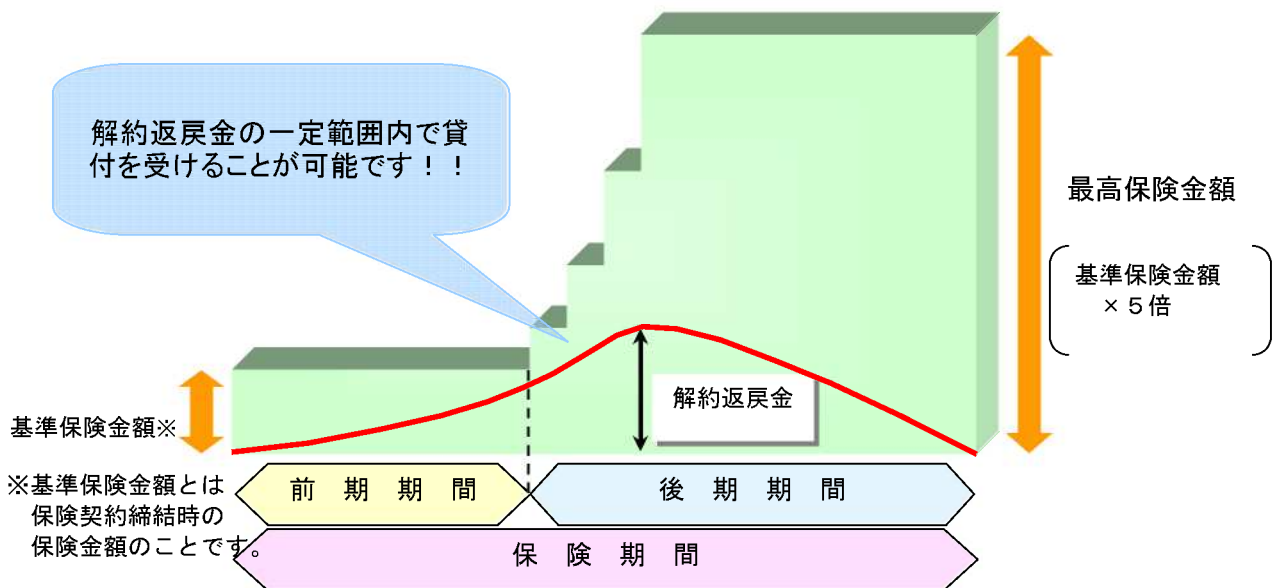
今回のテーマ

契約者貸付制度



生命保険には、契約者が一時的にまとまった資金が必要になったとき、解約返戻金の一定割合を限度として貸付を受けられる制度があります。一定の条件を満たせば、いつでも何回でも実行でき、返済もいつでも可能な【契約者貸付制度】についてご紹介いたします。

◆例えば逡増定期保険の場合



ポイント

- ◆解約返戻金は、契約時においては全くありませんが、保険期間の経過に伴い徐々に積み立てられます。その後保険期間が満了に近づくにつれ次第に減少します。また、解約返戻金は多くの場合、払込保険料を下回ります。
- ◆貸付利率や、貸付割合、貸付可能な保険種類は会社により異なります。

急に資金が必要になった場合でも、保険を解約してしまえば大切な保障がなくなってしまいます。さらに、解約後再度保険に加入したいと考えても、その時の年齢・健康状態によっては保険料が高くなったり、加入できないということがあるかもしれません。そんな時【契約者貸付制度】を利用すれば、保障も継続されるので安心です。具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてください。

<担当:西丸保幸>